

向島・際目市営住宅だより



収入申告のお知らせ

令和6年度から

収入申告の時期が変わります

今までは6月上旬にお送りしていました

収入申告

8月上旬に「収入申告書」等を各世帯にお送りいたします。
同封の返信封筒にて必ず提出してください。
提出期限は9月上旬です。

家賃決定通知

期限までに提出いただいた「収入申告書」等にもとづき算出した令和7年
4月から翌年3月までの家賃を、令和6年11月下旬に送付する書面にて
お知らせします。

転出等の届出は必ず必要です

- 出生、死亡等で家族が増減したとき
- 同居したい家族がいるとき
- 家族のうちどなたかが市営住宅から引っ越すとき

住民票を異動しただけでは、お手続きは完了しません。必ず管理事務所に連絡し、必要な手続きを行ってください。

【お問い合わせ先】

京都市向島・際目市営住宅指定管理者事務所
TEL075(622)3811

ベランダは整理整頓しましょう

火災などの非常事態のとき、ベランダは入居者のみなさま(特に両隣)の避難経路になります。
ベランダには、逃げ道をふさぐような物を置かないように整理整頓をしましょう。

「ふれあいサポート」をスタートします！詳しくは裏面をご確認ください



向島及び際目市営住宅にて、 ふれあいサポートを実施します

京都市向島・際目市営住宅指定管理者事務所の担当職員から、月に1回の訪問または電話による見守りサービス「ふれあいサポート」を開始いたします。

1 ふれあいサポート開始時期

令和6年6月から、アンケート調査を開始します。

※希望があった方の登録が完了次第、随時訪問・電話を開始

2 対象者

向島・際目市営住宅にお住まいの方であり、

令和6年4月1日時点で、以下の条件に当てはまる方

- ・70歳以上の一人暮らしの方
- ・障害をお持ちの一人暮らしの方



3 実施目的

長寿高齢化が進展し、社会問題となる中で、支援を必要とされる一人暮らしの高齢者や障害をお持ちの方の孤立を防ぐとともに、緊急時の迅速な対応を行うもの

4 アンケート内容

アンケート調査で、健康状況や緊急連絡先などを確認したうえで、見守りを希望する方を募ります。

なお、自治会や地域包括支援センターの見守り活動を受けられている方においても、見守りを希望される場合は、登録していただけます。

5 活動内容

(1) 見守りを希望される場合

1か月に1回、対象者宅に訪問または電話し、安否確認等を行います。

必要に応じ、関係部署などへの取次ぎなどを行います。

※安否について保証するものではありません。

(2) 見守りを希望しない場合は、電話や訪問は行いません。



【お問い合わせ先】

京都市向島・際目市営住宅指定管理者事務所

TEL075 (622) 3811